

ID: 1642

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	認定集約都市開発事業の施行に係る改善命令		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第14条		
法令番号	平成24年法律第84号		
【根拠条文】 (改善命令) 第14条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が認定集約都市開発事業計画に従って認定集約都市開発事業を施行していないと認めるときは、当該認定集約都市開発事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日